

平成28年度 第2回藤沢市介護保険運営協議会

日 時：2016年（平成28年）8月25日（木）

午前10時から

会 場：藤沢市保健所 3階 研修室

1 開 会

2 議 題

<公開議題>

(1) 平成27年度介護保険事業の実施状況について

◆ 事務局から【資料1】について説明

- ・ 委 員：介護保険料の収納状況について、未収金の回収方法はどのようにしているか。
- ・ 事務局：年3回の定期催告書の発送を行っている。年の途中で普通徴収から特別徴収に切り替わる人の催告もあわせて行っている。
- ・ 委 員：介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導の利用者数等が増加しているが、その分析は。
- ・ 事務局：高齢者が増加している中で、それに比例して数字が上がっていると把握している。
- ・ 委 員：介護予防サービスの利用者が増加していることについて現場で何か感じていることはあるか。
- ・ 委 員：病院から退院後や自宅での転倒後等に、在宅生活での機能維持、向上を目的としてサービスを導入するケースが多い。
- ・ 委 員：認知症対応型通所介護の利用者数が減少しているが、一方で認知症は増えている認識でいる。他のサービスがカバーしているということか。

- ・委員：徘徊などの症状があれば、認知症対応型通所介護、軽度の認知症なら通所介護と使い分けている。単価のこと等総合的に判断して利用を決めている。

(2) 平成27年度地域包括支援センター活動報告及び平成28年度活動計画について

◆ 事務局【平成27年度 地域包括支援センター活動報告(4～2月)の修正版】について説明。相談者内訳数修正。

- ・委員からの質問はなかった。

◆ 事務局【資料2-2】について説明

- ・委員：【資料2-2】に掲載されている地域包括支援センターの名称を伏せているのはなぜか。この協議会は地域包括支援センターの運営協議会を兼ねているのだから、経営状況含めて諮るべきでは。
- ・事務局：【資料2-2】【資料2-3】については、法人の収支状況が書かれているので今回は、名称を伏せることとしたが、地域包括支援センター運営協議会場で協議して頂くことは確かに必要なもので、各法人の経営方針等もあるので、今後は、非公開議題で取り上げる等、法人と調整させて頂きたい。また、公開については今後の課題とさせて頂きたい。
- ・委員：新たに委託契約をした法人の地域包括支援センターの進捗状況について知りたい。
- ・事務局：藤沢東部（旧藤沢）地域包括支援センター、辻堂東部（旧辻堂）地域包括支援センターについては専門職を3ヶ月配置することで対応した。
藤沢東部地域包括支援センターは民生委員の担当地区が東西に分かれたケースがあり、若干混乱したが、個別対応を行った。350件を6月末までに引き継いだ。
辻堂東部地域包括支援センターは、同一法人の引き継ぎだったので混乱はなかった。260件を6月末までに引き継いだ。
村岡地域包括支援センターは、社会福祉協議会から医療法人清心会へ引き継いだ。医療法人清心会は村岡地区で介護予防に積極的に取り組んでいたこともあり混乱はなかった。ただ、個別案件として、介護予防支援契約書に法人名の記載がなく「村岡地域包括支援センター」と記載されていた為に、契約書の切り替えにご理解を頂くのに時間を要した件は

あったが、これについても丁寧な説明で対応した。

(3) 予防給付に係るマネジメント業務の委託可能な居宅介護支援事業所の承認について

◆ 事務局【資料3】について説明。

- ・委員一同：承認する。

(4) 藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について

◆ 事務局から【資料4】について説明。

- ・委員：地区にコミュニティワーカーを配置して、ワンストップ相談窓口を作るということであるが、現在地区には地域包括支援センターもあり、市民としては2つの相談窓口があるということにはならないか。
- ・事務局：コミュニティワーカーはインフォーマルな係わりや、「どこに相談したらよいかわからない」といった制度のはざまのケースの対応、アウトリーチをかけるといった特徴がある。混乱しない形でやっていきたい。
- ・委員：軽度で医療行為を多く必要とする要介護者が老人保健施設に依頼されるケースがある。病院から要介護者が発生している背景もあり、医療ソーシャルワーカーとコミュニティワーカーがネットワークを作り対応できないか。
- ・委員：在宅医療支援センターや各病院の地域連携室があるので、それらの利用の仕方、退院のしくみをきちんと浸透させることである程度解決されるのではないか。

(5) 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

◆ 事務局から【資料5】について説明。

- ・委員：総合事業に切り替わるにあたり、市民への告知はどのような方法で、どのくらい行っているのか。
- ・事務局：要支援認定をお持ちの方には個別に郵送で案内を送った。また、8月号の広報に掲載した。
ケアマネジャーや地域包括支援センターへ個別に相談が行くようになっており、市民から直接問い合わせはそれほどないのが現状である。

これまでサービス事業者、地域包括支援センターへ説明会を実施している。

- ・ 委員：訪問型サービスAの担い手を確保できるのか。
- ・ 事務局：訪問型サービスAの研修を3回実施予定である。1回目は10名参加し今後雇用につながる予定。また、現在のところ、訪問型サービスAの事業は、介護予防の指定を受けている事業者が指定申請を行うことができることになっている。
- ・ 委員：介護予防の指定を受けている事業者が現在の人材で訪問型サービスAを行うと、時給は下げられず、報酬はそのままという問題が生じる。一方で、訪問型サービスAの研修修了者は同じサービスを行っても時給は低くなる。このことについてどう考えるか。
- ・ 事務局：訪問型サービスA単独の事業者は現在のところ想定はしていない。今後、住民主体の多様なサービスも検討していく。
- ・ 委員：市民からの問い合わせがそれほどないことについて、現行の介護予防訪問介護が、10月以降大きな変更がないという理解でよろしいか。
- ・ 事務局：ケアプランを切り替える手間はあつるものの、現行サービス相当の内容が利用できると考えている。

(6) 総合事業の開始に伴う介護予防ケアマネジメント事業について

- ◆ 事務局から【資料6】について説明。

・ 委員からの質問はなかつた。

(7) 特別養護老人ホーム及び地域密着型サービス事業者等の公募結果について

- ◆ 事務局から【資料7】について説明。

・ 委員からの質問はなかつた。

(8) その他

- ◆ 事務局から「介護の日」イベントについて説明。

・委員：このような良いイベントを行うのであれば、もっと周知をするべき。

・事務局：わかりました。

<非公開議題>

(9) 地域密着型サービス事業者等の指定状況について

・委員からの質問はなかった。

5 閉 会

次回開催予定

日時：2016年（平成28年）11月24日（木）

午後2時から

会場：藤沢市保健所 3階 研修室